# 藤崎台童園共済会規約

(目的)

第1条 本会は、職員相互の親睦を図り、かつ、慶弔の意を表すことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、藤崎台童園共済会と称する。

(所在地)

第3条 本会を、熊本市中央区古京町3-5に置く。

(組織)

第4条 本会は、児童養護施設藤崎台童園の職員をもって組織する。

(会長)

第5条 本会の会長は、藤崎台童園園長・北村直登をもって充てる。

(運営費)

第6条 本会の運営費は、会員からの拠出金でまかなう。

(拠出金の内訳)

第7条 正規職員の拠出金は 5,000 円とし、4,000 円は旅行積立に、1,000 円は 餞別等に充てる。正規職員以外は拠出金 1,000 円とし、餞別等に充てる。

(資金の管理)

第8条 運営費は、郵便貯金口座でもって管理する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(給付)

第10条 給付の内容及び給付額は、次のとおりとする。

#### (1) 餞別

在職期間	給付額	在職期間	給付額
6ヶ月以上1年未満	5,000円	7年以上10年未満	30,000 円
1年以上3年未満	10,000 円	10 年以上 15 年未満	50,000 円
3年以上5年未満	15,000 円	15 年以上 20 年未満	70,000 円
5年以上7年未満	20,000 円	20 年以上	100,000円

#### (2) 見舞い

ア. 15 日以上の入院及び自宅療養 30,000円

イ. 災害等の場合 会員合議のうえ決定

## (3) 慶祝

ア. 結婚祝い 50,000 円及び祝電

イ. 出産祝い 30,000 円ウ. 配偶者の出産祝い 20,000 円

#### (4) 弔意

香典及び弔電

亡くなった人	給付額	亡くなった人	給付額
会員	50,000 円	会員の1親等の姻族	20,000 円
会員の配偶者	30,000 円	会員の2親等の血族	20,000円
会員の1親等の血族	30,000 円	会員の2親等の姻族	10,000円

## (改正)

第11条 この規約の改正は、会員の過半数をもって決定する。

## 附則

- 1. この規約は、平成15年1月1日から施行する。
- 2. 改正後のこの規約は、平成22年4月10日から施行する。
- 3. 改正後のこの規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 4. 改正後のこの規約は、令和1年7月1日から施行する。